

水道の手続きと料金

水道課 ☎(32)8911

水道の使用開始・終了

引っ越し等により水道の使用を開始または終了するときは、電話または市ホームページ【上下水道開始・中止届(専用サイト)】より、土日・祝日等の閉庁日を除く3日前までにご連絡ください。

メーターの所有者変更

所有者の死亡、家屋や土地の売買等でメーターの所有者が変更になるときは、給水装置所有者変更届が必要です。詳しくはお問い合わせください。

納入通知書等の送付先変更

電話でお早めにご連絡ください。



水は限りある資源です
大切に使いましょう

水道加入金と料金

口径25mm以上の場合は、市ホームページでご確認いただくか、水道課までお問い合わせください。

■メーター口径別水道加入金(件/税込)と手数料一覧(件/非課税)

口径	加入金額	設計審査手数料	竣工検査手数料
13mm	55,000円	1,000円	分水工事 無 2,000円 有 4,000円
20mm	143,000円		

■水道料金表(2か月/税込)

口径	基本料金	従量料金(1㎡あたり)		
		1~20㎡	21~60㎡	61㎡~
13mm	1,430円	55円	132円	143円
20mm	1,672円			

※検針は、JR宇都宮線東側をA地区(奇数月検針)、西側をB地区(偶数月検針)に分け、2か月に1度となります。

水道料金=基本料金+従量料金

(例)メーター口径13mmで2か月に10㎡ご使用の場合
水道料金=1,430円+10㎡×55円=1,980円(税込)

下水道使用料

水道課 ☎(32)8911

下水道使用料は2か月に1度、水道料金と一緒に請求させていただきます。

■下水道使用料単価表(1か月/税込)

	汚水量	単価
基本料金		715円
従量料金 (1㎡あたり)	1~10㎡	55円
	11~30㎡	126.5円
	31~50㎡	137.5円
	51~100㎡	148.5円
	101㎡~	159.5円

下水道使用料
=基本料金+従量料金

■汚水量の決め方

使用水	汚水量
市の水道水のみを使用している場合	水道使用量と同量
井戸水(地下水)のみを使用している場合	使用人数により決まります(認定水量) ・3人までは1人につき7㎡/1か月 ・4人目からは1人につき5㎡/1か月 例)5人家族の場合…31㎡/1か月 (3人×7㎡+2人×5㎡=31㎡)
水道水と井戸水を併用している場合	水道使用量と井戸水の認定水量を比較し、多い方の水量

※井戸水を使用している世帯で、使用人員に増減があった場合は水道課までご連絡ください。